

## 特記仕様書

### 1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどる森林被害に歯止めをかけるため、シカ個体数を半減させることを目標に掲げ、国を挙げて取り組んでいるところである。本事業は、シカ生息密度が特に高い地区で集中的にシカ捕獲を実施するものである。

### 2 捕獲対象鳥獣及び捕獲方法

捕獲対象：ニホンジカ 目標頭数：140 頭 捕獲方法：くくりわな

### 3 事業区域

栃木県矢板市下伊佐野字タゲ国有林外（1,523ha）

（別紙図面参照）

なお、塩原地区の「前黒治山運搬路」で治山工事が予定されているため、立ち入らないこと。

### 4 事業内容

本事業は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下「共通仕様書」）を基本として、(1)～(8)により実施する。

#### (1) 計画準備

##### ア 事業計画書の作成

共通仕様書「1.10」により作成する事業計画書は、事業全体の推進・調整を図る観点から、委託者及び監督職員との打合せ以外にも必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せを行い、関係者の意見を踏まえたものとする。

また、入札説明書5（9）及び（10）に掲げる事項を証明する資料については、事業計画書と併せ監督職員に提出し承認を受けること。

##### イ 捕獲許可等の申請について

本事業の実施に必要な鳥獣捕獲等許可については、受託者が申請を行い、捕獲作業を開始する前に許可を得ておくこと。

#### (2) 捕獲実施

ア 捕獲作業については、以下に従って実施すること。

##### ① 実施期間及び作業日数

契約日の翌日から履行期限の間において、くくりわなを用いて捕獲作業（事前給餌5日間及び捕獲55日間）を実施する。なお、捕獲については12月18日までに現場作業を終了すること。

##### ② わな設置箇所

事業区域において安全性の高い林道沿い等を選定するものとする。

##### ③ 誘引・捕獲方法

くくりわなによるものとする。止めさしについては安全に十分配慮し、適正に実施することと

し、銃器を使用する場合は監督職員と協議すること。

くくりわな、ワイヤーセット、シャックルは貸与品とする。

くくりわなの規格及び数量

- ・オリモ製作販売株式会社 OM-30 40 基
- ・ベアウォーク 10 基
- ・ワイルド ベア 10 基

イ くくりわなの設置は、シカからわなが見えないように周囲の状況に同化させること。

- シカを警戒させないよう、捕獲実施前に餌付（誘引作業）を十分に行うこと。
- においの強い餌をわなの近くにおくこと。
- わなの金属臭等を感じさせないように工夫すること。
- 障害物によってシカの行動が制限される場所に設置すること。
- わなへの接近方向をできるだけ一方向にすること。
- 一般入林者が多数往来するような場所は避けること。
- 前期捕獲終了後は、後期までの間メンテナンスを行い適切に保管すること。
- 錯誤捕獲が起きないように工夫すること。

ウ 餌付資材数量

- ・誘引のための餌数量は、1箇所あたりヘイキューブ 1.0kg と 鈹塩 0.5kg とする。  
ヘイキューブは5日に1回程度、鈹塩は20日に1回程度は取り換えること。
- ・小林式誘引捕獲を採用すること。（実施方法は下記ホームページを参照）

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/sodateyou/attach/kobayashisiki.html>

エ 捕獲実施体制

1日当たりの捕獲体制は、1班2名（車両1台）を基本とする。

オ 捕獲に係る整備

林道等の除雪作業など捕獲に係る整備は委託者と協議して行う。

(3) 捕獲作業の記録

ア 受託者は誘引・捕獲の状況について別添の様式（様式仕1～2）により作業日報を作成すること。

イ 作業日報には共通仕様書に基づき、捕獲写真を撮影し添付すること。

ウ 捕獲が成功しなかった日においては、実施状況を撮影した写真を添付すること。

エ 監督職員から作業日報等の提出を求められた場合には速やかに提出すること。

(4) 安全確保の体制

ア 関係機関・団体等への文書による周知

誘引捕獲実施予定日及び予備日について、一般者の立入を禁止する旨の文書を関係機関・団体等に通知し、周知すること。

イ 林道ゲート前の立ち入り禁止看板及びロープ等の設置

捕獲を実施する林道の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板を設置し、捕獲作業実施中の入林者の立入りを禁止すること。この場合の立入禁止看板の支柱・掲示板等は受託者で準備する。

#### ウ 猟具への標識設置（わなによる捕獲の場合）

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

#### エ 腕章の着用等

従事者証を携行するとともに、所定の腕章を装着し実施する。

#### オ 当日の安全管理体制

当日の実施については、安全指導體制、実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう明文化し実施する。

なお、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行う。

#### カ 事業の中止

事業の全部又は一部の実行を一時中止する場合は、契約条項第 14 条に基づくほか、天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の事業を中止することができるものとする。この場合、作業日報に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載しておくものとする。

#### キ その他

その他、実施に当たり必要な安全対策を講じ実施するものとする。

### (5) 捕獲個体の処理

ア 捕獲個体は検体（体長、年齢、雄雌別等の記録）を行い捕獲個体記録票（様式仕 3）に記入すること。林内で処分する場合は所定の場所に凡そ幅 4.0 m× 長さ 6.0m× 深さ 1.5m の埋設穴を 2箇所掘削し埋設する。埋設箇所については監督職員と協議決定すること。

イ 埋設穴設置に係る手続及び掘削・埋め戻しについては、受託者が行うこと。

ウ 埋設に当たっては、野生鳥獣等の掘り返しを防止するため、捕獲個体 1 頭につき 2Kg の消石灰を散布した上で覆土を行うこと。

エ 埋設箇所での処分を終了する際は臭気対策として 30cm 程度の覆土を行うこと。また、捕獲事業終了時には埋設穴の埋め戻しを行うこと。

### (6) 錯誤捕獲時の連絡・処理対応

事前に関係行政機関と調整し連絡体制を整えておくこととし、錯誤捕獲が生じた場合は連絡体制に則って対応すること。

錯誤捕獲に係る費用は受託者が負担するものとする。

### (7) 捕獲状況調査

ア 各種の文献調査及び過年度報告書、現地調査によりシカの行動状況、生息数等を把握する。

イ 前期捕獲時の結果を基に後期捕獲作業の資料とすること。

### (8) 報告書の作成

報告書は以下の内容について記載することとし、Word 形式で、日本語により作成するものとする。電子媒体の提出に当たっては、PDF 形式及び Word 形式で提出すること。

また、図表等はそれぞれ編集が可能な形式（Excel、パワーポイント等）でも提出することとし、具体的な提出形式は、担当職員と調整をすることとし、提出期限の 4 週間前までにドラフト版を提

出すること。さらに、電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付し提出すること。

ア (1)の事業計画書、(2)、(4)、(5)及び(6)の捕獲に係る実施結果、(3)の記録・写真及び実施箇所の状況、調査分析・考察等について報告書を作成すること。なお、(7)の調査は、前期捕獲前及び捕獲後並びに後期捕獲前及び捕獲後の状況について、地区ごとに捕獲前後の比較ができるよう記載すること。

イ 捕獲を実施した地区及び林道ごとの設置数、稼働日、捕獲頭数を記載すること。

ウ 餌付、捕獲方法ごとの稼働日、捕獲頭数を記載すること。

エ 前期捕獲及び後期捕獲並びに地区別の捕獲効率（わな1基、1日当たりの捕獲頭数）を算出し記載すること。

## 5 事業の履行期限

契約締結日の翌日から令和9年1月22日まで

## 6 提出書類

### (1) 提出部数

紙媒体：製本された報告書3部（A4サイズ、カラー）

電子媒体：報告書、写真等の電子データを収納した電子媒体1枚及び電子データ

### (2) 留意事項

報告書等の提出に当たっては、電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付し提出すること。

なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平31年2月8日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

## 7 著作権等の扱い

(1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 報告書に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作物」という。）は、個々の著作権等に帰属する。

(4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び手続を行うものとする。

## 8 その他

### (1) 関係機関への許認可申請、説明等

受託者は、くくりわな設置、シカ捕獲・埋設について、矢板市、塩谷町、那須塩原市、環境省等関係行政機関に対し説明を行い、必要な許認可申請等を実施する。

### (2) 一般的事項

ア 受託者は、前期捕獲及び後期捕獲の開始時、中間期、報告書作成時に委託者と打合せを実施すること。

イ 事業の進行状況を週に1回以上報告するほか、委託者の求めに応じて報告するものとする。報告はメールにて行うこと。

ウ 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。

エ 各種報告に用いる位置図類は関東森林管理局ホームページにて公表されている国有林野施業実施計画図（縮尺：2万分の1）を使用すること。

オ 受託者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合、事前に委託者と協議を行い、承認を得るものとする。

カ 受託者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

キ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない作業を行う必要が生じたときは、監督職員と協議を行うものとする。

ク 委託者は、実施した生息状況把握調査等必要な資料の貸与等を必要に応じて行う。

ケ 受託者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）、「森林法」（昭和26年法律第249号）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）、「国有林野管理規程」（昭和36年農林省訓令第25号）、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）及びその他の関係法令（銃を使用する場合は「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第6号）、「火薬類取締法」（昭和25年法律第149号））を遵守しなければならない。

### (3) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、4の(5)の力により事業の一時中止を行った日以外で、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

### (4) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領するなど）はできない。

### (5) CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県におけるCSF対策を熟知して適切な対策を行うこと。

### (6) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を

整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。